

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第四条第四項に規定する新規化学物質の名称の公示に関する省令

(平成十六年三月十八日)

(／厚生労働省／経済産業省／環境省／令第四号)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第百十七号)第四条第四項の規定に基づき、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第四条第四項に規定する新規化学物質の名称の公示に関する省令を次のように定める。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第四条第四項に規定する新規化学物質の名称の公示に関する省令

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第百十七号)第四条第四項の規定による新規化学物質の名称の公示は、同条第一項第五号に該当するものである旨の通知をした日から五年を経過した後、遅滞なく、行うものとする。

附 則

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

〔次の省令は、未施行〕

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第四条第四項に規定する新規化学物質の名称の公示に関する省令の一部を改正する省令

(平成二十二年三月三十一日)

(／厚生労働省／経済産業省／環境省／令第二号)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第四条第四項に規定する新規化学物質の名称の公示に関する省令(平成十六年／厚生労働省／経済産業省／環境省／令第四号)の一部を次のように改正する。

「同条第一項第五号」を「同条第一項第二号から第五号までのいずれか」に改める。

附 則 (平成二二年三月三十一日／厚生労働省／経済産業省／環境省／令第二号)

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。